



各種届出

<雑貨店開業時の各種届出>

▼各業種共通:個人事業主として新規に開業する場合

届出先	申請名	提出期限
税務署	個人事業の開業・廃業等届出書 所得税の青色申告承認申請書 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書(従業員を雇う場合) 青色事業専従者給与に関する届出書(同居家族を専従者とする場合)	事業開始日1ヶ月以内

▼各業種共通:従業員を雇う場合

届出先	申請名	提出期限
年金事務所 日本年金機構	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届出書	入社日より5日以内
労働基準監督署 ハローワーク	労働保険関係成立届出書など 雇用保険適用事務所設置届出書など	保険関係成立後10日以内

▼雑貨店開業時の申請書

申請名(申請条件)	説明
開業届 (個人事業主として新規に開業する場合)	届出先 税務署 提出期限 開業後1カ月以内 提出物 ・個人事業の開業・廃業届出
古物商許可申請 (中古品、アンティーク商品を扱う場合)	届出先 警察署 提出期限 — 提出物 ・古物商許可申請
食品営業許可申請 (カフェなどを併設する場合)	届出先 保健所 提出期限 開業1週間前 提出物 ・食品営業許可申請書 ・店舗設備、構造の図面 ・水質検査成績書 (水道水以外の水(井戸水など)を使用する場合) ・営業許可申請手数料 ・食品衛生責任者
銀行口座 (特になし)	届出先 最寄りの銀行 提出期限 —

口座開設の理由:個人の生活費の口座とは別に、事業所用の口座を開設しましょう。消耗品などの経費や取引の入出金 など、多くのお金が入り出します。個人で使用したお金か、事業で使用したお金か区別がつかなくなる まえに銀行口座を開設します。

事前に銀行口座を開設することで開業準備の経費も管理することができます。